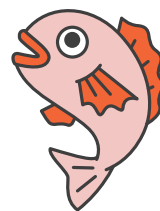


いざというとき、助け“タイ”
私学事業団の加入者貸付



貸付制度キャラクター
かりタイくん



住宅貸付編

貸付限度額2,000万円

(申込時点での退職手当額+加入者期間に応じた上乗せ額(※)の範囲内)

※裏面のQ&Aをご覧ください。

変動
利率

年1.26%~4.26%

※現在の利率は私学共済ホームページで
確認してください。



かり“タイ”ポイント



翌月送金が可能

担保、保証人は不要

所得税控除・特定リフォームの
特別控除の対象(※)

リフォームの場合のみ、要件・基準があります。

申し込み時、繰り上げ返済(任意
償還)時の手数料がかかりません。

住宅ローン控除の対象(※)

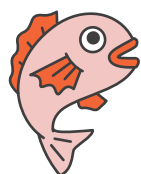
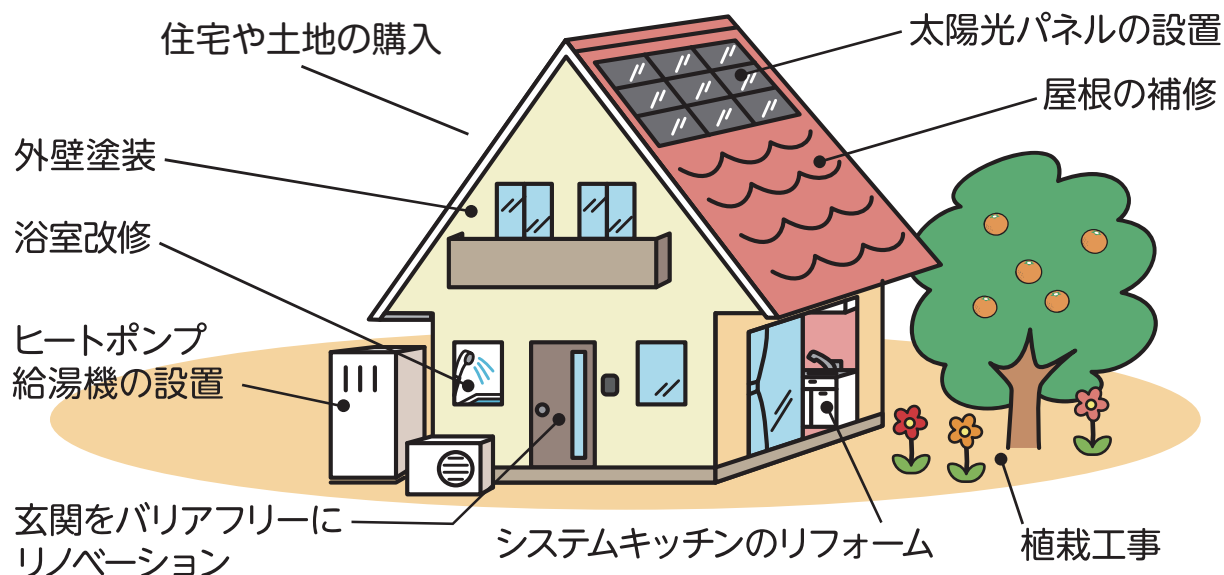
加入者以外の名義、一部事由は対象外です。

団体信用生命保険(だんしん)に
加入できます。

※控除の詳細は、国土交通省ホームページの参照及び税務署でお尋ねください。

住宅貸付を申し込みできる人

年金等給付の加入者期間が引き続き5年以上あり、退職手当の支給がある人です
(私学を一度退職し、期間をあけて再就職した場合は、前の期間を除きます)。



リフォームも税控除の対象になることがあります。
住宅貸付を申し込まないと、もっ“タイ”ないですよ。

申込締め切り日と送金日

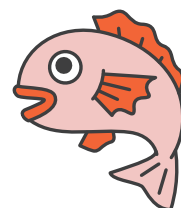
申込締め切り日	15日(注釈1)	毎月	末日(注釈1)
送金日	2日(注釈2)		貸付申込書の貸付送金日欄の22日を○で囲んでいる場合、22日(注釈2)

(注釈1) 土・日・休日の場合は順次繰り上げ

(注釈2) 土・日・休日の場合は順次繰り下げ

不備があった場合、ご希望の送金日に間に合わないことがあります。

余裕をもって提出してください。



申込書類

貸付申込書・借用証書のほか、以下の申込書類が必要です。

●住宅貸付調書

住宅貸付の用途、資金の内訳、対象物件の詳細を確認します。

●退職手当引当承諾書

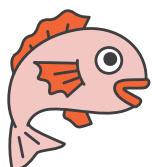
退職手当からの控除の承諾及び学校法人等で算出した申込時点での予想退職手当額を規程等と合わせて確認します。

●団体信用生命保険申込書兼告知書（だんしん告知書）

貸付金償還中に死亡又は高度障害の状態になった場合に、未償還額を保険金で充当できる団体信用生命保険に加入することができます。

添付書類

申し込み事由により、必要な添付書類があります。



貸付送金日以降まで有効な見積書の原本でも申し込めます。

- ・名義人により、私学共済ホームページの **添付書類確認表1、2、3** を確認して、必要書類を揃えてください。
- ・共有名義や現在の住宅状況にかかる確認書類も提出が必要です。
- ・提出前に **(住宅貸付)提出書類等チェック表** を使って確認しましょう。
- ・ほかに書類を追加で求める場合があります。

(住宅貸付) 提出書類等チェック表・添付書類確認表1、2、3

📄 私学共済ホームページ

[私学共済事業のご案内 ▶ 福祉事業 ▶ 加入者貸付 ▶ 申し込み時の確認事項]



住宅貸付

詳細はこちらをご確認ください。

📄 私学共済ホームページ

[私学共済事業のご案内 ▶ 福祉事業 ▶ 加入者貸付 ▶ 住宅貸付]

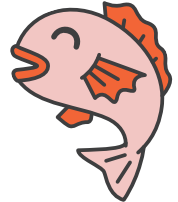
私学共済ホームページ

貸付申込書に借用証書、住宅貸付調書、退職手当引当承諾書といった住宅貸付の申込書類はすべてダウンロードできます。記入例を参照して記入しましょう。また、団体信用生命保険申込書兼告知書（だんしん告知書）をダウンロードして、一緒に申し込みましょう。



様式用紙等ダウンロード

📄 私学共済ホームページ [様式用紙等ダウンロード ▶
内容(分類別で探す) ▶ 貸付関係 ▶ 貸付申し込みに関する手続き]



Q & A

Q

マンション購入の売買契約を取り交わす際に支払う契約金も対象ですか。

A

住宅貸付は売買契約書を取り交わしたうえで申し込み、貸付送金日以降に支払う費用が対象です。契約金は対象外なので、一般貸付をご利用ください。

Q

住宅貸付の償還について毎月の定期償還のほかにまとめて支払うことはできますか。

A

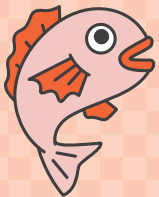
半年払い償還（1月と7月の年2回）を併用することができます。申込金額の2分の1以内かつ100万円以上の金額で設定できますので、償還額早見表を参照してください。

Q

加入者になって7年です。住宅貸付を申し込みたいのですが、申し込みの上限額はありますか。

A

申込金額は、申込日の月末に自己都合退職したと仮定した場合の「予想退職手当額」+「上乗せ額（加入者が5年以上10年未満なら200万円、10年以上なら300万円）」の範囲内（その額が2,000万円を超えるときは2,000万円）の金額となります。



住宅のほか、一般、教育、結婚、医療・介護、災害と用途に合わせた貸付けの申し込みができます。

お気軽にお問い合わせください。

日本私立学校振興・共済事業団

福祉部 貯金・貸付課 貸付係

TEL (03)3813-5321(代)

